

健康保険被保険者証のマスクングについて

令和3年4月
与謝野町総務課

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）が改正され、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）等について、プライバシー保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外でこれらの告知を求めることを禁止する規定が新たに設けられ、令和2年10月1日から施行されました。

つきましては、入札時に求めている健康保険被保険者証の写しを提出するにあたっては、被保険者等記号・番号等にマスクング（黒く塗りつぶすなどして、被保険者等記号・番号等を復元できない状態にすること）を施すようお願いいたします。

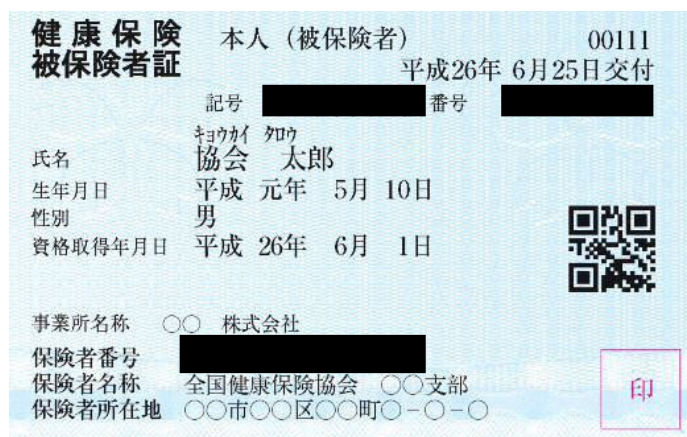
記

1 対象

令和3年4月1日以降に健康保険被保険者証の写しを提出するとき。

2 対応

被保険者等記号・番号等をマスクング（黒く塗りつぶすなどして、被保険者等記号・番号等が復元できない状態にすること）した上で提出する。



図：被保険者証のマスクングの例
(記号、番号、被保険者番号を黒く塗りつぶした状態)